

「県内事業者省エネ対策推進事業補助金」
～よくある質問（令和6年7月16日）～

共通

Q 他の補助金との併用はできますか。

A 原則として、併用できません。
ただし、電気自動車（運送事業者限定）、充電設備、V2Hは国の補助金と併用できます。

Q 申請書の提出方法は郵送とありますが、持込みまたはメールでの提出は認められませんか。

A 認められません。ただし、審査中の書類の修正などはメールでのやりとりをお願いすることがあります。

Q 新たに設備を導入する場合も対象となりますか。

A 本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援する目的で実施しております。そのため、省エネ設備に関しては、既存設備の更新のみを対象としており、新築の建物への設置や新たな導入については、対象外となります。

Q 新築・購入等によって新たに事業所とする予定の建物に設置する取組は対象となりますか。

A 本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援すること、事業者の脱炭素に向けた取組を支援することが目的となっております。そのため、申請時点において既にエネルギーを使用している既存の建物が対象となり、建築中であるなど、申請時点において申請者自身がエネルギーを使用していない建物については対象外となります。

Q 本社が県外にあり、事業所が県内にある場合は対象になりますか。

A 本社が県外であっても、事業所が県内にある場合は対象になります。

Q テナントや貸し会議室など、建物またはスペースを貸し出している場合は、補助対象となりますか。

A 借主が電気料金を負担している場合は、補助の対象外となります。
申請者が対象設備の所有者であり、かつ電気料金を負担している場合に限り、補助対象となります。その場合は、賃貸契約書及び電気料金の領収書又は請求書を御提出ください。

Q 各種補助対象事業を別々の建物で実施しても対象となりますか。

A 対象となります。計画書には、それぞれの実施場所を記載してください。

Q 複数の事業所で補助金を申請する場合、どのように申請すればいいですか。

A 申請は一事業者あたり一回しかできませんので、複数の事業所で申請する場合であっても、申請書はひとつにまとめてください。

Q 複数の建物で事業を行う場合、補助上限額はどのようになりますか。

A 省エネ設備の補助上限額200万円は、事業者ごとの上限額となっておりますので、複数の建物で事業を実施された場合でも、200万円が上限となります。

Q 支援対象となる省エネ設備の更新台数に上限はありますか。

A 設備の台数に上限はありませんが、複数の設備を更新された場合でも、事業者ごとに200万円が補助上限額となります。

Q 省エネ設備をリースで導入する場合は補助対象となりますか。

A リース会社がリース用の設備として設備を購入する場合は、補助金相当分、リース料金を減額することを条件に補助の対象となります。（実績報告の際に料金表や契約書の写し等のリース料金がわかる資料の提出をお願いします。）

Q 既存設備の処分費用も対象となりますか。

A 既存設備の回収運搬・処分に係る費用は補助の対象外です。工事費の見積書については、処分費用を除いて作成するか、設置費用と撤去費用、処分費用の区別がわかるように作成をお願いします。

Q 見積書の値引き分はどのように扱われますか。

A 原則として工事費の見積書については値引きの項目は作らず、実際に支払いが必要となる金額を記載してください。やむを得ず値引きの項目を作る場合は、どの項目（設備費、工事費等）からの値引きかを明示し、値引き後の項目ごとの金額が分かるように作成してください。

Q 合見積書の設備は同じものでないといけませんか。

A 原則として、同じ設備である必要があります。ただし、交付の要件となる基準値を満たす同等性能の機種であれば、異なるメーカーの設備でも認められます。

Q 様式第1号に記入する「事業完了日」とは、何を指しますか。

A 「事業完了日」とは、引渡を受け、発注先に工事費等の支払いが完了した日です。工事が完了した日ではないので御留意ください

Q 実施計画書に記載する省エネ効果はどうやって算出しますか。

A 設置事業者等と相談し、カタログ値から試算してください。

Q 省エネラベルの省エネ性能情報はどの時点のものになりますか。

A いずれの設備についても、最新の基準により判断します。

Q 消費税はどのように扱えばいいですか。

A 消費税は補助対象外ですので、事業費から除外してください。

Q 交付申請に係る様式第2号収支予算書の「前年度予算額」の欄には何を記載すればいいですか。

A 申請時点では記載の必要はありませんので、空欄のまま御提出ください。

様式第2号 (第5条、第11条関係)					
収支予算 (決算) 書					
1 収入の部					
区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
自己資金	円	円	円	円	
県費補助金		記載不要			
寄付金その他					

Q 県税に未納がないことの証明はどこで取れますか。

A 事業所があるエリアを管轄する県税事務所で「納税証明書」を発行できます。なお、市町村役場ではありませんので、御留意ください。

Q 個人事業者が提出する青色申告に係る納税を証する書面とはどういうものを指しますか。

A 個人事業主として青色申告を行っている証明として、「確定申告書」及び「青色申告決算書」を御提出ください。

Q 特別徴収実施確認書に添付する領収書は全従業員分が必要ですか。

A 全従業員分は必要ありません。従業員数が最も多い市町村分の領収書を提出してください。

Q 特別徴収実施確認書に添付する領収書は6か月分が必要ですか。(4月25日追加)

A 直近の1か月分のみでかまいません。

Q 従業員の個人住民税をインターネット経由で納付しているため、領収書がありません。どうすればいいですか。(4月25日追加)

A 法人名、納付先の自治体名、納付額、対象月等の情報が網羅された資料を御提出ください。
システムで出力できない等の事由で資料を添付できない場合は、市町村の税務担当の窓口で確認印を受けてください。

Q 申請からどれくらいで交付決定されますか。

A 通常、申請書類が揃ってから2～3週間ほどで交付決定します。なお、申請の内容によってはそれ以上のお時間をいただく場合がございます。御了承ください。

Q 補助金はいつ貰えますか。

A 補助金は、引渡を受け、工事費等の支払いが完了した時点で実績報告書を県に提出されると、県において補助額の確定を行います。その後に請求書を提出いただき、補助金を支払います。(いわゆる精算払です。) なお、県からの振込完了の通知等はいりません。

Q 交付決定後に機器の変更はできますか。

A 交付決定を受けた機種が生産停止となり入手困難である等の正当な理由がある場合は、補助要件を満たした機器に限り変更できます。ただし、変更後の機種が補助要件を満たさない場合は、補助金の交付は取消となります。

なお、交付申請書類に変更があり補助対象経費に20%以上の増減がある場合は、事前に、交付要綱様式第5号「補助対象事業変更承認申請書」の提出が必要です。

Q 契約書は指定の書式がありますか。

A 指定の書式はありませんが、契約内容(契約日 or 発注日、発注者、契約金額、工事等の内容)を確認できる契約書を提出してください。なお、契約書がない場合は、注文書及び請書の提出でかまいません。

Q 実績報告に必要な写真はどのような写真ですか。

A 施工前と施工後の写真が必要となり、【施工前】は①更新する設備のアップ、②室内の全景、【施工後】は①設置した設備のアップ、②室内の全景、③設備の型番が確認できるラベル類、となります。

※ 【空調】 室外機・室内機両方について①・③の写真が必要。

【照明】 更新した箇所数が確認できるよう、部屋や廊下などのエリアごとの写真が必要。

(箇所数が確認できない場合は、追加の写真をお願いすることがありますが、

1カ所ごとの写真までは必要ありません。)

【EV】 導入したナンバープレートと車の全景が必要となります。

Q 令和5年度に県の補助事業で空調・LED照明を導入しましたが、今回も利用できますか。

A 前回と異なる場所や設備であれば、利用できます。

Q 施工業者等に工事代金等支払うときに気をつけることはありますか。

A 原則として、銀行振込により工事費等の全額を支払うことが必要です。また、振り込む際は、申請者名義であることが必要です。銀行振込以外の方法や申請者以外の名義での振込の場合、補助金が交付できない場合があります。

Q 可搬式の設備は補助対象となりますか。(4月19日追加)

A 対象外となります。

Q 社員寮の設備を更新する取組は補助対象となりますか。(4月19日追加)

A 対象外となります。本事業では、主たる事業で使用する建物の設備を更新する取組を対象とします。

Q 故障等で現在稼働していない設備の更新は補助対象となりますか。(4月25日追加)

故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とします。

Q 事業を実施する建物が代表者等の住所であり、事業所または店舗を兼ねている場合、補助対象となりますか。(4月25日追加)

A 下記の全てを満たした場合、補助対象とします。

- (1) 事業所(店舗)の区画と居住区画が分かれていること。
- (2) 事業所(店舗)の区画で実施する取組であること。
- (3) 導入する設備を事業用途のみに使用すること。
- (4) エネルギーコスト(電気料金等)を事業者として負担していること。
- (5) 居住区画の電気料金が分かれていること。

Q 予算を超過した場合、補助額はどのような取扱いになるのでしょうか。(7月16日追加)

A 予算が超過した場合は、その日中に郵便で県に提出されたもの(必着)のうち、書類が揃っているもの
に限り、残りの予算額に応じた一定の割合で補助額を割り落として交付させていただきます。
持参やメールによる提出は不可とさせていただくほか、当日消印については無効とさせていただきます。
また、予算の枠取りを目的とした提出と認められるものについては、本取扱いの対象外です。

空調更新

Q どの製品に更新した場合に補助対象となりますか。

A 一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1(抜粋)に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)に更新する場合に限り、補助対象となります。

ただし、事業所において家庭用モデルのエアコンを使用する場合は、統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上の製品を対象とします。

Q APF2015の数値であれば基準値を上回っているのですが、補助対象となりますか。

A 補助条件として準用している「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」別表1に記載の基準値は、APF2006の数値により設定されており、APF2015の数値とは比較が出来ないため、APF2006の数値が基準を満たさない限りは対象外となります。

Q 別表1に記載のない機器は、補助対象外ですか。

A 下記のいずれかに該当する場合は補助対象となります。

- (1) 各性能区分の定格冷房能力において、最大の能力を超える場合
対象外となります。ただし、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準を満たしていれば、対象となります。
- (2) 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の場合
最小の能力における基準値を満たしていれば、対象となります。
- (3) 区分間の定格冷房能力の場合
その下の能力における基準値を満たしていれば、対象となります。
例) ビル型 18.0kWの場合→16.0kWの基準値(5.2以上)を満たせば対象。

Q 更新前と違う形式の設備を導入する場合も対象となりますか。(7月16日追加)

A 本事業では、設備の“更新”によるランニングコストの削減を対象としており、原則、設備のスケールアップは補助対象となりません。スケールアップの考え方は、個別に判断いたします。

照明のLED化**Q LED管や電球のみを取り替える場合も補助対象となりますか。**

A 照明器具全体をLED照明器具に更新する場合に限り、対象となります。LED管のみの取替えや、安定器の取り外しなどの既存の設備の改造工事は対象となりません。

Q 一部、LED管や電球のみを取り替える箇所があっても補助対象となりますか。

A 照明器具全体をLED照明器具に更新する工事区画に限り対象となります。
そのため、見積書は補助対象経費のみを記載する形で作成し、補助対象外（LED管や電球のみを取り替える工事等）の経費を含まないようにしてください。

Q 外灯など通常電灯以外の設備も補助の対象となりますか。（6月7日追記）

A 外灯や誘導灯は対象となりますが、補助の対象は照明設備本体に限られます。架台や外灯のポールなどは補助対象となりません。
従業員の駐車場用の設備等、事業活動に必要な設備と認められないものについては、補助対象外とします。
また、通常電灯と一体となった非常灯も補助対象となりますが、非常灯単体では補助対象となりません。

Q 既存のLED照明の更新も補助対象となりますか。（6月7日追記）

A 対象となりません。蛍光灯や水銀灯など、LED照明器具に更新することで一定の省エネ効果を得られる更新に限ります。
なお、器具が蛍光灯や水銀灯などのものであっても、バイパス工事等の改造を行って既にLED管を使用している設備を更新する取組については、対象外となります。

Q どの製品に更新した場合に補助対象となりますか。

A LED照明であれば、特段、製品の指定はありません。
ただし、蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外としております。

Q 賃貸マンションまたはアパート等の共用部分の設備を更新する取組は補助対象となりますか。**（4月25日追加）**

A 共用部分の照明設備に係る電気料金を居住者が負担している場合は、補助対象外となります。
申請者が対象設備の所有者であり、かつ電気料金を負担している場合に限り、補助対象となります。その場合は、電気料金の領収書又は請求書を御提出ください。

Q 更新前と違う形式の設備を導入する場合も対象となりますか。（7月16日追加）

A 本事業では、設備の“更新”によるランニングコストの削減を対象としており、原則、設備のスケールアップは補助対象となりません。スケールアップの考え方は、個別に判断いたします。

冷凍・冷蔵設備**Q 既存設備の一部を更新する取組は補助対象となりますか。（4月3日追加）**

A 原則、対象となりません。設備の改修、修繕と見なされる取組については補助の対象外となります。

Q 異なるメーカーの設備を組み合わせて更新する取組は補助の対象となりますか。**（4月3日追加）**

A 令和4年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」別表1（抜粋）に定める基準を上回り、かつ省エネ効果（光熱費削減見込み、CO₂削減量等）を算出できる場合に限り、補助対象となります。（本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援すること、事業者の脱炭素に向けた取組を支援することが目的となっております。）

